

第六章

近

世

第一節 幕藩体制の確立

一 江戸幕府の成立

関ヶ原の戦いから三年後の慶長八年（一六〇三）二月、家康は宿望の将軍職につき、江戸に幕府を開いた。

「鳴くまで」待ったほどとぎすが、ついに鳴いたわけである。しかし、家康はたった二年で将軍職を子の秀忠にゆずった。このことは、「天下は廻り持ち」の思想をはつきり否定し、天下は徳川氏が、子孫にいたるまでこれを独占することを宣言するためでもあった。

幕府の成立は、徳川氏の全国統一者としての地位を合法化するのに役立った。大名統制もその一つである。徳川氏は、関ヶ原の戦いの直後、論功行賞に名をかりて九家をとりつぶし、四家を減封し、約六四二万石を没収、これを徳川氏の直轄地にしたり、大名に配分して幕府の力を強化した。

二 幕藩体制

武士を「鉢植え」にすることで、すなわち、国替えや武家諸法度の制定、参勤交代などにより大名をきびしく統制し、一方、諸藩においてもその家臣団の知行権が藩の統制にしたがうようになつた時期以後の武家政治のしくみを、武士による農民支配との関連において幕藩体制と呼ぶ。

将軍の代替わりや国替えのたびに、将軍の朱印状と領

地目録を交付することで、全国の土地は將軍のものである、それを特別の御恩で分けてもらっているのが大名であるということで、大名の領主権は独自の根拠を弱められ、領主権の処分も許されないものとなつた。個別領主の人身的支配は弱められた。地方知行（ある地域の土地とその耕作農民との支配権を知行として渡すこと）が俸禄制へと移行していくなかで、幕府を頂点として全国を二百数十の大名が支配していく政治のしくみは確立していったのである。

第二節 薩藩とその成立

一 開藩の事情

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦以来の島津氏は、慶長七年四月、家康の安堵状が届けられるまで、合戦のつづきであった。関ヶ原を脱出した義弘は、海路細島に到着、居城であった栗野城には帰らず、桜島や帖佐に、隠退の日々を送り、ひたすら恭順の誠を示した。そして、この度のことは藩主忠恒みずから出陣でもなく、義弘だけの事情やむをえざる成り行きであつたことを理由に、京洛の間においてその調停に努力した。そして、石田三成と親しかつた伊集院忠棟を誅し、その勢力を庄内の乱によつて一掃し、はじめて島津氏の領国の安堵を許されることとなつたのである。

島津氏が、引きつづき琉球征伐を敢行し、慶長一五年七月、その王尚寧を同伴して將軍秀忠に謁したのは、こ

の間の事情を物語るものであり、家康もまたその一字を忠恒に与えて「家久」と名のらせたのも両者の関係を示すものであろう。

事実上外城制とじょうにしても、門割制度かどわにしても、すでにその源を戦国時代におくものばかりであった。けれども本質的には、漸次中世的なものから近世的なものに移行していくことは否めない。

鹿児島に鶴丸城が完成したのは慶長七年であった。これよりさき、肥後の加藤や飫肥の伊東の来攻を覚悟して、領内の随處に築城を進めていた。それは、士民もいささかその課役に耐え得ないほどの状況でもあり、鹿児島の築城は最小限度にとどめられたものようである。しかし、安堵状の出たこともあると見てよからう。

二 領域と人口

薩摩藩は普通に「島津七拾七万石」と称せられるが、詳しくは正保三年（一六四六）一月一五日付の「薩摩

大隅日州諸県郡琉球知行方目録」に次のように記されている。

薩摩	三十一万五千五石
大隅	十七万八百三十三石
日向	十二万二十四石
琉球	十二万三千七百十石
計	七十二万九千五百七十六石

この石高は換地の度に変化している。そして、その人口も、

貞享元	五十五万七千余（内琉球十二万）
明和九	八十八万三千九百六十九人
寛政十二	八十五万三千五百九十一人
文政九	八十六万五千百四十一人

と増減している。

全国一般の藩においては、武士の数は領民の約六パーセントにすぎず、ほとんど城下に住み、藩主から支給される知行（主として米穀）によつて生活した。しかし、

薩摩は武士が人口の三〇ペーセントを占めたために、武士の多くはいわゆる一一三外城に分かれ住み、農業をいとなみながら給地を受ける、いわゆる外城制度を形成し

た。島津氏のいわゆる「城をもつて城とせず、人をもつて城となす」方法がこれで、武士は忠を尽くし、軍役に応ずるものであった。これを補足する兵糧の根幹となるものは門割制度であった。

三 身分制度

江戸時代は、身分制度を固定させた時代であった。基本的に、支配階級である士と被支配階級である農（百姓）工商とである。それぞれの身分は世襲的に定まっており、自由に他の身分に変わることはできなかつた。

一門家といふのは、島津本家の世つぎのいないときに襲封する家柄をいい、加治木、垂水、今和泉、重富の島津の支族をいい、給地一万石以上であった。

一郷（一外城）をたまわつてゐる家格を一所持とい

い、一村または数か村をたまわつてゐる家格を一所持格といふ、それ以下に寄合、寄合並など組頭、番頭などに任せられる家柄があり、いずれも上士であった。

平士といわれる階層には、小番、新番、御小姓、郷

士、与力などがあり、士に准するものとして足軽があつた。

その外に一門、一所持、一所持格などに仕えている家臣団があり、「家中」とよばれ、武士としては軽いものと見られていた。

武士は原則として給地高を持つており、苗字を名のり、両刀を帯びる特権が与えられ、他の身分のものはとりわけ丁重な礼を必要とすることが定められ、欠礼のものは打ち果たすことさえ許されていた。

百姓は領民の大多数を占め、在郷において農耕に従つた。諸郷には通常「門」の組織があり、百姓は数戸ごとに門を組織した。門には名頭、名子があり、名頭は門内的一家部の戸主であり、これが門を統率して、門に割りつけられた門高^{みょうこう}（^{なご}）作職地を門の連帶責任において耕作した。

百姓は所属の門に定住し、郡奉行証文をもつて鹿児島士の年季抱者として出ることのほかには、他地方に出ることを許されなかつた。その反面^{あわせ}闇取りをもつて、百姓の少ない地方へ移住を強制されることもあつた。

百姓が他の身分に変わることは禁制であり、それは時代が下がるにつれ厳重となつた。また、出家することも他の身分には許されながら、百姓には許されていなかつた。

百姓にはすべて苗字がなく、また平常山差しといえども帶刀は禁じられ、わずかに人馬主取となつたとき及び他国領へ出る場合のみ脇差わきざを帯びることが許されてい

任命された。地頭は平素郷にいないが、一旦事あるときには衆中の頭となり、これらを率いて軍役につく定めであつた。

四 藩の職制

藩主不在のときの代役は城代であった（守護代、留守居役、軍代ともいう）。家老（老中ともいう）は執政総務の役で四ないし七人、評定所又は家老座といつた。その下に側詰、若年寄（側まわり、儀式をつかさどる）、大目付（仕置、吟味をつかさどる）などがあり、山奉行、郡奉行宗門改役などいろいろの役職が設けられ、それぞれに応じた家格の人が任命された。これらの役職者か、又は無役の人でも家格に応じて外城（郷）の地頭に

第三節 薩藩の職制

一 外城制度

島津氏は、慶長以来徳川幕府に忠誠を誓った列侯の一ではあったが、薩隅日の三州に跨がる百二十有余の外城の領主で、鹿児島市はこの領主の居城を有する全藩の首都をなしていた。首都に住む藩主直属の士を城下士又は鹿児島士と呼び、これら士官の住居する社会を家中と称していた。すなわち、鹿児島藩は、軍事上からその領域を家中と外城とに分け、家中は城下士の居所、外城は外城衆中、すなわち郷士の居所であるとの区別を明らかに立てていた。もつとも、外城とはいうものの城壁又は砦の構えがあるわけではなく、藩領の外衛に任ずる武人の屯所という意味で、一国の防衛軍たる人垣をもつて、領主の外圍を二重三重に固めていたのである。

その武士の集団を外城と呼び、のち天明四年（一七八

四）四月には郷と改称したが、これが城下外の行政区域となり、これは単に所とも呼ばれ、直轄の地頭所もあれば一所持の私領も含まれていた。外城とは、本城に対する外衛のための支城という意味であったが、實際には慶長二〇年（一六一五）閏六月、一国一城令が出されたために城郭はなかった。しかしそれでも、この外城の政治の場所は地頭仮屋又は屋方と呼ばれ、郷士や家来の大部が住む所は「麓」と呼ばれ（府本や府下とも書く）、普通城山に接続していた。外城あるいは郷の数は寛永年間八七か所で、その後分合廢置が行われ、ほぼ一一三か所となつたが、普通には一二〇外城と呼ばれた。

諸役

わが横川町もこの時代、横川郷として、

地頭庄屋を置いて年寄、横目、組頭三役の下に郡見廻、櫛見廻、行司、竹木見廻などの諸役があつて、上ノ、中ノ、下ノの三村には庄屋を置き、仮屋の命令伝達の任務をつかさどり、郵政を統べさせた。

(1) 暖のちに郷士年寄とも呼ばれ、定員二人ないし三人であった。

(2) 組頭 与頭とも記される。郷内の武士を三又は五

組に分かち、組ごとに組頭が置かれた。風紀上の取り締まりをするのが主で、文武両道に対する勤怠の状態を監視するとともに、その奨励に努めた。俸禄のない名誉職で、これに任せられる家柄はきまつており、たとえ英士があつても任じがたいきまりがあつたという。

(3) 横目 定員数人、郷中有為の人物が推挙され、諸務取次、検察訴訟のこととに当たり、商品の売買についても下知をくだした。

地頭横目は地頭に附属して、所役の監督に任ずる役。二人置かれることもあった。

所役人 三役以外の所役人は暖（郷土年寄）の人選上申により地頭所から任命されてい

た。

(1) 行司 最も古くからあつた役で、山の取り締まりをつかさどる重要な役職とされた。普通一、二人。

(2) 竹木見廻 竹木など立木のことをつかさどる。普通一人。

(3) 郡見廻 コレンメともいう。諸役中最もはげしい職務。道路、橋梁の修理から田畠破損の修築に至るまで、農業に関することなど一切の仕事、賦役の割り当てから公文書の発送までつかさどる。通常二人。

(4) 牛馬役 牛馬は封建社会では最も重要な生産用具であり、また兵馬軍事の大切な存在であった。通常二人。

(5) 衆中触役 衆中及び軍役に関する触役を主管し、通常二人。

(6) 講見廻 のちに用水掛と改称され、通常一人。

(7) 普請見廻 建築修繕の事務を担当。通常二人。

(8) 檵見廻 はぜ、こうぞ、うるし木の植え付け、収穫をつかさどった。のち櫛掛けと改名。

(9) 書役 每日、地頭仮屋に出勤、事務を担当した。このほか社寺方などもあった。

(10) 庄屋 庄屋は郷土の中から選ばれてその村に居住し、諸般の令達及び上達の取り次ぎをして、村の全責任を負っていた。そして、農耕、貢租、夫役などの指揮監督に当たった。格は高くはないが、一般庶

民と直接関係をもつており、いわば百姓に対し生殺与奪の権を持ち、したがって庄屋の人格識見は直ちに農民に影響し、百姓の苦楽も多く庄屋によつて左右された。

そのほか鍛冶、石切、木挽、大工、染物、桶結など

にそれぞれ主取が置かれていた。

これらの役所人は、農耕その他の仕事をしているものもあり、事件の起つたときに地頭仮屋に出勤して事務を執るか、又は自宅で事務処理をした。ただ仕事はかなり忙しかつたが、無期限無俸給であったといふ。

士 かくて郷士は給地を受けながら、自らも

平素農業に従事していたが、事あるとき

には、地頭の家来として軍役に従うものであつた。そのため農民自体がある程度の自治的統率のもとに産業に従事しうる組織力を持たなければならなかつた。こうして編成された組織が門割制度である。

二 門割制度

郷はいくつかの村に分かれる。一つの村を、さらにいくつかの門に分ける。各門の戸数その他を考慮して、各門に対する土地の割当面積を決定し、交付した。一村内の門数は一定しないが、通常二〇ないし五、六十門で、多い村では百余門、少ない村は七、八門にすぎなかつたといふ。

門を構成する単位は家部

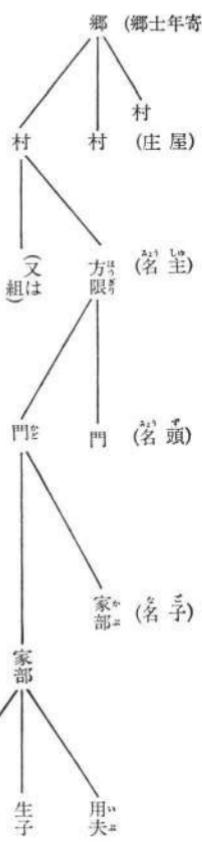
である。家部は「十五歳未

満の生子六十歳以上の老

人、疾病その他公役を免

除」された、いわゆる「用

夫のがれ」を除いた用夫で



構成され、その代表者を名子といった。通常四、五家部によつて一門となり、この門は方限、又は組といふ数個の郡にまとめられ集落を形成した。その耕作は方限にとらわれないで、村内に分散交錯した。

村政支配の庄屋には郷士が任命されるが、方限の長である名頭も、家部の戸主である名子もすべて百姓であった。門に割り当てられる土地すなわち門高は二〇~四〇石で、名主には大体平均に割り当てられた。これらの耕地のほか、薪材、建築材として山林原野も各門に若干ずつ配分されていた。

各門割り当ての耕地は、一定の年限をもつて割り換えが行われた。割り換えは原則として検地の際に行われた。検地は文禄三年（一五九四）の太閤検地のあと、慶長一九年（一六一四）、万治二年（一六五九）、宝永七年（一七一〇）までは四〇年ごとに行われたが、享保七年（一七二二）以後一四〇年間は行われなかつた（『牧園町郷土誌』引用）。



古城門碑

古 城 門 跡 よるじょうかど
横川町上ノ古城集落の古城建設事務所南側土手上に氏神の石像があり、次の字が刻まれている（約一三〇年前のもの）。

奉寄進 安政二年卯十一月三日

石切 坂田利右エ門

古城門三右エ門 チヨ 家内六人

第四節 山ヶ野金山史

一 山ヶ野金山三〇〇年のあゆみ

山ヶ野金山 天平勝宝六年（七四九）陸奥の国（青森）の発見 小田山において、わが国初めての金が産出された（稻垣史生『江戸考証辞典』）。その後、ぞくぞくと砂金が発見され、「みちのくは黄金花咲く」と唄われ、藤原三代の榮華を築いた。統いて駿河、甲斐、佐渡と、金山が名乗りを上げ出した。

山吹色のあの何ともいえぬ輝きは、人の心を魅了せずにはおかぬ。錆びず、腐らず、永代保存が利き、適度のやわらかさを保ち、何にでも加工できる。そして、そのまま貨幣としての機能を果たす。金、それは昔も今も人類永遠の恋人といえるかもしれない。

層血眼にさせたのが、天文年間の鉄砲というかつてない新兵器の出現であったろう。戦は、鉄砲を一丁でも多く集めた者が勝つ。それは当時武将らの合い言葉だったはずだ。しかし、それには莫大な金が要る。どうしても金山に頼らざるを得ない。他領に金山発見のニュースが入る度、彼らはこう思ったであろう。おれの領内には金は出ないのか、と。そして大方の領主たちが、金の道に詳しい者、あるいはいささかでも心得のある者を引っ張つてきては、自領内を限なく探索させたに違いない。わが島津藩にしても例外であろうはずがない。

ちょうどこのころ「本山をへだたる事約五里（二〇キロメートル）宮之城の川中で、金の附着せる石を拾いし者あり」と本山発見のきっかけを、古文書（「金山發基」）はこう伝えている。

金山川（永野）を下流とする宮之城あたり、それは当然あり得べきことである。むしろ度々、こうしたことがあつたと見るべきであろう。宮之城第四代の領主、島津久通は、直ちにこのことを、第一九代藩主光久に報告した。藩主からはすぐ探鉱するよう命じてきた。

久通は、時を移さず探鉱の準備をすすめることにしたが、何しろ鉱山にかけては全くの素人ばかりである。そこで呼ばれたのが遠く石見の国（島根）からの内山与右衛門なる者であった。宮之城史家市来家隆によると、彼は津和野藩において五〇石を得ていたが、藩主坂崎出羽守が、千姫事件で取り潰しに遭い、石見銀山で、一技術者として働いていたという。久通は前に、藩主名代として江戸にも参つており、こうしたことにも通じていたのであろう。久通自らも探鉱にも加わり、永野安^{じょうや}焼口の川辺、石菖の中に金鉱石を発見、続いて夢想谷の上方に金鉱が露出している所を発見した。

「恰も赤牛の伏せたるが如く」と伝承されている。時に寛永一七年（一六四〇）三月二二日のことであった。以来この地を「湧き上り」と呼び、それは久通を祀る現徳源社上方に当たる。

関ヶ原の敗退後、お家安堵は得られたものの、その傷は深く、幕府対策などに物入りは多く、藩財政は極度に逼迫、氣勢全く揚がらなかつた藩にとって、これは一大朗報であつたろう。

久通は、時を移さず探鉱の準備をすすめることにしたが、何しろ鉱山にかけては全くの素人ばかりである。そこで呼ばれたのが遠く石見の国（島根）からの内山与右衛門なる者であった。宮之城史家市来家隆によると、彼は津和野藩において五〇石を得ていたが、藩主坂崎出羽守が、千姫事件で取り潰しに遭い、石見銀山で、一技術者として働いていたという。久通は前に、藩主名代として江戸にも参つており、こうしたことにも通じていたのであろう。久通自らも探鉱にも加わり、永野安^{じょうや}焼口の川辺、石菖の中に金鉱石を発見、続いて夢想谷の上方に金鉱が露出している所を発見した。

採掘の早速参勤の島津光久は、金山発見を幕府許可と中止に報告、試掘の願いを出した。そして幕府の許可を得て採掘にかかった。続いて翌一八年、出金した約一〇〇〇両を幕府に献上。金山を幕府の直山とされるように願い出た。ただし、これは当時の慣例で、結局は押領を期待してのことだったという。

現実主義者で万遗漏のない家康は、政権を取るとともに、司法、行政権の掌握よりもまず諸国の金山を押さえた。たとえ諸大名の領内であつても、金山だけは分離して直轄領としたのである。佐渡、石見、伊豆、陸奥南部などの金銀山が幕府の直山となつた（山口啓二『金銀山の技術と社会』）。「山は天下の山なり」というのが家康流の考證で、治外法権と定めた山令五二条は、家康自ら作るとある。しかし、中には直山必ずしも利益ばかりでないものも出てくる。そこで追々、稼行は諸藩に任せ、各金銀山産出の中から、入目を差し引いたあとを運上（上納）させるという方法を取るようになった。

寛永一九年（一六三三）正月、果たして幕府はその志を賞して採掘の許可を下した。ここで藩は、勇躍、本格

的に採掘に取りかかった。いやもう待ち切れずにつめていたに違いない。「永野より山ヶ野迄約三里（一二キロメートル）全域を柵で囲み、金掘り共集めること二万人」、古記録はこう伝えている。この数字は、オーバーかもしれない。だが、開山当時の騒ぎをよく知ることができる。こうして産金業に心得のある者、無い者を問わず、県内外の農民、浮衆（失職中の者）たちがどつと送り込まれてきた。そして永野、国見から作業は始められ、しだいに山ヶ野へと移行してきた。

ところがこの金山、折角軌道に乗りかかったとき、すなわち寛永一九年一二月、突然幕府から採掘中止の命令が届いた。理由は、全国が飢饉（きき）で苦しんでいるとき、金山だけを浮かれさせておく訳にはいかない、というのである。藩はどんなに困り迷つたことだろう。しかし、幕府の命令に背く訳にはいかない、といって、しばらくもたもたしていたのであろう。再び、「自他国領民等を残らず退去せしめよ、たとえ路上に飢ゆるとも、早々に追い払うべし」という厳しい通達が発せられた。ここで藩も閉山に踏み切つた。各鉱山所に封印が施され、山は少

数の警備員を残し、稼ぎ人たちはことごとく、それぞれの生地に帰され、山は元の静寂に返つたのである。

全国飢饉というのはこじつけである。たとえそれがきっかけであつたとしてもその後一三年間も再開させなかつたのは解せない。これは余りにも多い出金量に驚いた幕府が、露骨に示した嫌がらせの措置だった。伝承によると、本山は、発見の地湧き上りより、高塚にかけて、表層部は金が凝集していたという。したがつて、当初の出金量はおびただしかつた。藩の公にした数量など當にならないが、それでも享和三年（一八〇三）金山奉行小倉喜藤太の記した金山御取建之由緒によると、開発当初（寛永一八年から同二〇年まで）と、再開後（明暦二年から嘉永四年）の一九五年間と比較すると、正味三年間にも満たない当初の出金量の方が上回つてゐるのだ。

再開後の　永い空白、折角藩の負債を払い、再生に

産金量　も目処がつこうというとき、目の前の金蔵をいかんともなし得ず、藩は途方にくれてしまつたことだろう。いろいろ縁を求めて、幕府に再開の努力が続けられたが、仲々許されなかつた。荏苒（じんじん）一三年、幕府も

やつと偏見を去り、採掘を許可する時がきた。しびれを切らしていた藩では、しかし内々、採掘を始めていたようである。長崎オランダ商館日誌に、「薩摩では目下金山を盛んに行つており、大部分の労働者や樟脳職人等もこれに従事している」とあり、これが明暦元年（一六五五）一〇月三一日のくだりである（『鹿児島県史』第二卷第五章）。

再開以後は、永野から山ヶ野へと中心が移つた。それは大方の採掘現場が山ヶ野に属していたし、鹿児島への便もよかつたからである。

永過ぎた冬ではあつたが、しかしそこはお膳立てができていたので復興は早かつたろう。水の流れるよう大量の人夫が送り込まれ、山を崩し石を割る音が昼夜を問わず響き渡つたであろう。そして山ヶ野に三三町、永野に一〇町という町が、たちまちにしてでき上がつた。

「金山万覚」によると、当時の人口、一万二〇〇〇人ぐらいたと伝えている。山には金山奉行のもとに物、山、町の三奉行のほか、それぞれの役所が並び、五十数条のお成敗（法令）なども定められた。

やつと偏見を去り、採掘を許可する時がきた。しびれを切らしていた藩では、しかし内々、採掘を始めていたようである。長崎オランダ商館日誌に、「薩摩では目下金山を盛んに行つており、大部分の労働者や樟脳職人等もこれに従事している」とあり、これが明暦元年（一六五五）一〇月三一日のくだりである（『鹿児島県史』第二卷第五章）。

再開以後は、永野から山ヶ野へと中心が移つた。それは大方の採掘現場が山ヶ野に属していたし、鹿児島への便もよかつたからである。

永過ぎた冬ではあつたが、しかしそこはお膳立てができていたので復興は早かつたろう。水の流れるよう大量の人夫が送り込まれ、山を崩し石を割る音が昼夜を問わず響き渡つたであろう。そして山ヶ野に三三町、永野に一〇町という町が、たちまちにしてでき上がつた。

「金山万覚」によると、当時の人口、一万二〇〇〇人ぐらいたと伝えている。山には金山奉行のもとに物、山、町の三奉行のほか、それぞれの役所が並び、五十数条のお成敗（法令）なども定められた。

しかし、再開され、万端相調い、さあこれからと藩民一体となり燃え上がろうとするとき、いかんせん表層部の金はすでに取り尽くされ、万治二年（一六五九）をピークに減少に向かいつつあった。出金量が減ると稼ぎ人も引き揚げてゆく。山頭、年行司、出先役として二十余年、折々に書き留めてきた富島伝右衛門の「金山万覚」によると、貞享二年ごろ（再開より一九年目）町数も二四に減り、人口も七、八千人に落ちている（永野はこの三分の一）。

減少する産金量に藩も苦慮したであろう。祈禱なども度々行われている。今までの乱掘の反省もあつたろう。山口啓二の前掲同書「採鉱の冶金」によると、初期の露天掘りの優良鉱は、どこの山でも、素人の百姓たちによる乱掘が行われていたとある。本山も例外ではなかつたろう。

しかし、鉱脈を追うようになると作業が困難になり、技術がいる。稚拙な技術では、大事な金を逃がしてしまふ。もちろん、当初から石見銀山などからの渡りの山師らも居たにはいたが、このあたりから豊後の山師たちも

説いにのつてやつてきたと思えてならない。『日出町史』にある、長谷川伝兵衛が薩摩入りしたのは万治三年であるから寛文年間ということにならうか。

享保（一七一六）になると出金量はさらに落ちた。そして多少増減をくり返し推移していくと思うが、享和三年（一八〇三）金山奉行小倉喜藤太の「金山御取建之由緒」によると、町数五町、人口八〇〇人とある（もちろんこれは、巡見使に対する答え書きの写しであるので、そのままには受け取れない。とはいえ往時の面影はもう全く無い）。

それでも、西尾鉢次郎の『日本鉱業史要』によると、江戸の全国的に産金量の落ち込んだ時代に、当山は次のような数字を示している。

正徳元年	（一七一一）	文化元年（一八〇四）
佐渡金山	三八、五〇〇匁	四、八一五匁
薩摩金山	一二、五六〇	一四、七八六
全国	六二一、八一〇	?

薩摩金山とあるが、ほとんど本山である。

なお、日本学士院編『明治前日本鉱業技術発達史』

は、「宝暦から文政（一七五一—一八一九）の時代、全国金山の中で、一応金山の名に価するものは、薩摩の山ヶ野金山だけであった」といっている。

ともかく、本山として誇つていいことは、全国の諸金山が、開発されても湧水や、入れ（赤字）などのため、ほとんど休山をくり返しているのに對し、約三〇〇年間、一度もそういうことがなかったということであろう。島津藩の財政に對しても、金山が最も衰弱した幕末においてさえ、その一年間平均収入は三万六〇〇〇両といわれ、砂糖の二三万五〇〇〇両と比べては著しい開きはあるが、それでも順位は第二位の地位を保っていた（鹿児島市編『島津氏七百年の治績』）（『薩摩の金山研究』）。

また、「御取建之由緒」には「御先代の古御借銀は金山の利益によつてすべて御返済」とあり、金山からの利益による藩の入目、水田開発、用水路のことが使用金額と共に記入されている。たとえば、国分川替えによる新田開発、湯之尾、大口、曾木、高岡、串良、鹿屋、姶良、本城十二郷と県下各地に及んでいる。また、後から開発

された谷山の錫山、串木野、鹿籠の金山、阿久根の銅山等へも、本山より数人の者が技術者として出掛け、ある者は帰り、あるいは居付きたくなつたようである（「万覚」）。

当山は今までのべてきたように、藩の直営ではなく、奉行支配下の一貫した山師運営に任せられてきた。いわゆる自稼請負制である。この方が使う側もよく、働く者も自由に励みがあつて生産も上がつたであろう。大橋博のいう「驚くべき搾取と、奴隸に等しい使役」（『薩摩金山の研究』）では絶対になかった。

藩が直接、稼行に乗り出したのはいつからだつたろう。これがどうも判らない。齊彬は金山事業にも特に熱心で造詣も深く、自ら来山したのが嘉永六年一二月、次の南日本新聞に掲載された「鹿児島百年史」の記事を見限り、当時、藩営事業としても行われていたかに思われる。すなわち、

山ヶ野等の金山の産金が下火になつてゐるので領内の探鉱を命じた。西洋の各国は、河や湖の底だけではなく、海の底に迄坑道を打ち抜いている。又山岳の坑道は水抜きの機械を使つていると聞く、山ヶ野等は盛大に水抜き機械を仕掛け、

古米の掘り方を改めねば済まない。その時、メキシコの発掘法はこうだと、何處でそういう知識を仕入れたのか側近達はたまたま此の一件があつて長崎に人をやり、オランダ人に歐州の発掘法を勉強させ、それを取入れた。その中に新兵器として電気爆破法があつた。

齊彬は幕府から十萬両を借りて、金山開発に異様な熱意を燃やした。外国の通商には金銀が一番だ。農工と鉱山は國の大本、と教えた。産金額は次第に増えていった様だ、然し此の電気爆破で効果を挙げたのは、谷山の錫山であった。齊彬の後を繼いだ忠義も金山に力を注ぎ、何度も来山しその振興に腐心した。

そして結局は、文明の学術を応用するしか道はない、明治十年、フランスより鉱山技師ボール・オジエを招き二十数万円という資金を投じて、すっかり古法を改め新式による通路、堅坑を作り、搾鉱場を二ヵ所に設け、山ヶ野を蒸氣力にして八百五十封度杆十本、永野は水力同杆二十本を運転させ、前途大いに望を抱かせたが、山ヶ野は石炭の輸送が統かず、操業中止となり、フランス人は解雇される事になった。米一石、三円三十六銭の時、ボーン・オジエの給料が七百円だったという。

爾来、百万金山維持の努力が続けられたが、結局本山には、藩営事業と併せて、自稼請負業を行つ事が一番と、両方を行つ事にした。いなくなれば、若者は島津直、轄業に向い、



公有水面使用実測図（横川町郷土館蔵）

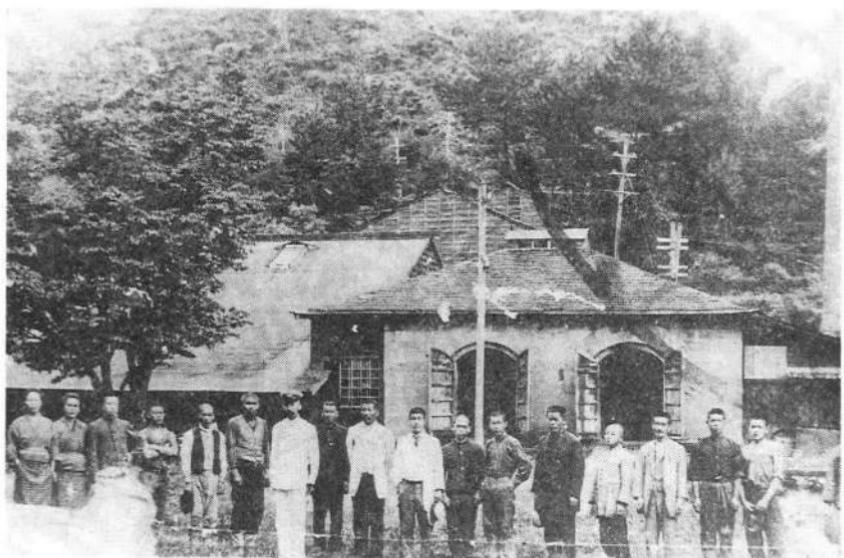
第4節 山ヶ野金山史



公有水面使用実測図（横川町郷土館蔵）



青化（青酸カリによる採金）製錬所（下本町川下）



谷頭の製錬所（明治27年ごろ）

比較的年長者は手馴れた、時間に束縛されない自家請負を統けた。

丁度その頃より水車も、水銀も一般に使用されたしたのではないかと思う。

明治三十三年、国会議員だった蒲生仙氏が鉱業館長として就任した。かれは自稼を大いに奨励し、又直轄に於ては各坑に良鉱が続出、山ヶ野は大いに賑わった。

明治三十七年五月、島津家において、再び改革と拡張の議が起り、工学博士五代竜作（五代友厚の養子）を鉱業館長に任じ、八十数万円の予算を以て、永野胡摩目的の大通洞の切り広げ、堅坑の開き、日当山水天淵に水力発電所を設け、近代の大製錬所を永野三番滝に設置。旧来の原動力を電気に換える計画を定め、昼夜工事を督励、三年後、すなわち明治四十年十月運転を開始するに至った。（五代竜作山ヶ野金山鉱業誌）

大正五年に到り、夜、星、杵音をとろかしていた山ヶ野谷頭の製錬所は、糸の切れた風の如く動かなくなつた。そして永久に澄む事はあるまいと思われていた金山川は此處に初めて濁りを失つたのである。尚自家請負者も殆んど直轄業に吸収され、大正一四年、遂に廃止されるに至つた。

山ヶ野は不思議な金山である。秀吉の黄金亡者は有名だが、家康の執念振りも前に述べた。金山は一国一城、他の指揮は及ばず、とした家康の事だ。もし生きていれば、又本山発見が今少し早ければ直山としたかも知れない。佐渡金山の開発は慶長六年（一六〇一）、本山より四十年程遡る。前に述べた通り、本山も発見と共に直山を申し出た。然しそれはもう慣例に過ぎなかつたようである。産金量に対し出費をすべて差引き幕府に運上するという方法、これはどの程度守られ、いつ頃迄統けられたのだろう。時代と共にうやむやになつていったのではないかと思われる。

永野製錬所はその後順調に運転を続け、産金量も上昇し、その最盛期には従業員千人近い県下有数の大企業になつたが、大東亜戦争が始まり昭和十八年、金は不急産業という事で整備により操業を停止、従業員はすべて政府の指示を受

け、京都大江山のニッケル鉱、その他重要産業に転出していった。

戦後は、疲弊の中から島津独力の復活は難しく考えられたが、昭和二十五年、北九州の麻生鉱業と提携して再開に乗り出した共同操業のいろいろ難しい問題が生じ、昭和二十八年遂に閉鎖されるに至つた。

又昭和三十二年七月には、山ヶ野千石坑を中心に島津興業が試掘を始めたが、四十年に閉山した。所長まで任命していたのだが、真実再開が目的だったのか、そういう気迫がどうしても見られなかつた。

山ヶ野は不思議な金山である。秀吉の黄金亡者は有名だが、家康の執念振りも前に述べた。金山は一国一城、他の指揮は及ばず、とした家康の事だ。もし生きていれば、又本山発見が今少し早ければ直山としたかも知れない。佐渡金山の開発は慶長六年（一六〇一）、本山より四十年程遡る。前に述べた通り、本山も発見と共に直山を申し出た。然しそれはもう慣例に過ぎなかつたようである。産金量に対し出費をすべて差引き幕府に運上するという方法、これはどの程度守られ、いつ頃迄統けられたのだろう。時代と共にうやむやになつていったのではないかと思われる。

廃藩置県では又鉱山をすべて国が没収した。然し、薩摩の鉱山だけはその対象にされなかつた。これは維新政府における藩の地位がそうさせたという（薩摩金山の研究）。

その中に串木野金山も、鹿籠も島津を離れていった。本山は何故残ったのだろう。永い間藩を助けてくれた恩山を、今更手離す訳にはいかなかったのだろうか。然し危機はあった。昭和十二年頃、或る大企業に売り渡された事を新聞は一斉に報じた。でも此の火の手は、島津グループの鳩首協議により揉み消される事になった。

本山は今も依然として島津興業の手にあり、広大な鉱区は、悉く杉と檜の美林に姿を変えつある。

石川哲著「山ヶ野金山のすべて」抜粹
〔大橋博・薩藩金山の研究」「県史」「五代竜作『山ヶ野金山鉱業誌』等多く参照〕

一 諸文献や石造物にみる山ヶ野金 山

まず『鹿児島県史』第一巻第五章四九一頁から引用する。

薩摩領内には、山ヶ野を始め数ヶ所の金山があり、薩摩領は産金地を以って知られ、藩財政にとつては金山は極めて重要なものであった。

金山の経営は永野金山の発見に始る。宮之城佐志村の川筋五里程は後牛川丁場といい、砂金採取場となつたが、島津久通は、初めて此處に砂金を採取せしめ、石見銀山、及び肥後

の山師を招いてそれより川上の曾木、本城、永野辺を採鉱せしめる事二、三年に及び寛永十七年三月（一六四一）永野穴焼（しづやき）谷川中に鉱石を発見したのである。

久通は採取した砂金を参勤登上の光久に呈し更に命を受け採掘し、又砂金三百両を江戸に送った。試掘の結果良好なるを以って藩は幕府に稼行を願い、六月免許をうけた。試掘中より、肥後の山師、判屋為右エ門が主取となり、更に肥後等の金掘を集めに努めたが、四月二十六日付家老三原重庸等宛、同北郷久加等の状には金掘七、八人程を以って掘らせるべく人数を集める為上納金も低額に一月一人に付七分と定め、成績によって一匁にせんと記している。

かくて大規模な採掘計画をたて、七月には北郷久加を金山奉行とし、其の下に金山奉行（金山物奉行）を置きまた浮衆を定め奉行入用の時は總奉行見合せを以て其の内より更に奉行に任ずる事とし、奉行役所は永野に置き、殿役奉行、山奉行も様子により詰めさせ、總奉行には廣汎な権限を附し、諸地頭、諸奉行、諸役人へ急用の時は家老に尋ねる事なく申渡すを得、諸国商人が金山より他領へ通用の手形も總奉行より出す事とした。なお總奉行に対し売渡し米高価に過ぎ、或は取締厳重に過ぎ、金山の人数退散の事なき様、特に留意せしめたのである。金の製煉法は後年迄同様と思われるが、鉄碓を以て鉱石を搾抹し、流水を注いで石粉を去り、鍛炉に投じて金塊となすのである。

金掘共も參集し、或はたちまち万に及ぶと云いかくて稼行緒につき、寛永十八年八月には産出砂金四貫七百五十匁内石食吹金九百五十匁、小判一両四匁七分六厘にして総額約千両を幕府に納め、ついで金山を幕府領とせん事を願い出た。但し同年十二月六日付、家老簗田政統等宛、同川上久国等の状によれば、これは一般の例で結局拝領すなわち領地確認を期待しての事であった。

果して寛永十九年正月幕府は志を賞し、且同年中一応採掘を許す旨を達した。よって藩は同年中に努めて潤益をあげ少しとも藩債整理にあてんと期し、領外より金掘りを集める事二万人に及び、金山を拡張して桑原郡横川の内山ヶ野迄、一間に柵を結び総奉行、北郷久加も来山して大いに採掘に努め、産金も多量に及んだ。尤も幕府が一応採掘を許したといふのは一時仕置を命ずるの意で米代諸運上金を除き幕府に上納すべき筋であった。

従つて同十九年藩は前年の産金四十貫を上納したが、同年七月幕府はこれが拝領すなわち返付を命じた。

次いで老中等の内意により、改めて礼金として藩より金三千両を上納した。

然るに此の間に於て寛永十八年、九年は全国飢饉となり、同十九年七月十九日付、山田有栄等宛、頼姓久政等の状に、当年の如く来年九州も飢饉ならば金山は停止さるべく、内達せられたと報じている。

かくて予期されていた処十二月朔日至り、遂に閉鎖の命あり、明年は早々他領人を帰國せしむる様達せられ、又自他領民共に残らず退去せしめ、境をたて、人々の出入を停止するようとの指令があった。すなわち翌正月より直ちに閉鎖に着手し、他領人の帰國者は、同年正月までに一千余人、正月中には全員の過半数に及んだようである。更に老中阿部重次よりはたとへ路上に飢えるとも構わず、年々追い払うべしとの嚴命があり、藩に於て三月朔日には、地頭等に対し他領人の諸外城に隠れるを入念追い出す様達している。

但し一部は農商に従事して居付となつたようである。

なお金山の間歩には封印し、外垣を施し、番手を見廻らしめて、出入或いは隠し掘りを取締つた。其の後慶安、承応頃に至り藩債二万貫に及ぶ財政困難となりこれを救済する目的で藩は金山の稼行を免許され、二、三年領内人民を以て掘らすべしと達せられたので明暦二年九月より稼業を始めた。

次いで明暦二年冬に至り居残りの金掘り七、八千人を領内金掘りに加へて稼行せしめるを許された。同十二月の調査では小屋掛千百軒、間歩百五十口、人数四千六百七人とあり。すなわち間歩頭百五十八人、金掘り千五百八十人（内領内千五百人、居付八十人）せり場頭百九十九人から洞石洞引鉢取の者六百七十人、商人八百人、荷下日雇の者八百八十人、川丁場者三百十人である。

翌三年正月これを幕府へ届出で二月には初穂として産金五

百両を上納した。此の年金山の人数六、七千人程に及び採掘は順調に進んだ。

明暦二年十月乃至十二月の毎月の産金額はそれぞれ四百四十六両、三貫三百六十一両、十貫九百三十六両と急速の累増を示しそれより寛文六年に至る。連年の産金額は次の如くである。

明暦二年

十四貫七百三十四両

明暦三年

二百四十七貫五百九十七両

万治元年

四百六十貫五百三十三両

万治二年

四百九十八貫二百九十九両

すなわち万治二年最も多量に上りその後大体減少に向つてゐる。

此の間寛文二年二月更に諸願を達し、自他領民を合せて七、八千人有限の事として他領民を許された。島津久通は明暦以降指図していたが、或いは法度をゆるめ、或いは米錢を貸給する等色々金掘りを集めに努めた。寛文五年十五日付鑑田政信宛島津久通の状によれば、同秋頃より金山の景況良好となり、九月には吹金十七貫八百両に及び引続ぎ新鉱あり、更に増産の見込みありといふすなわち寛文五年の産金額（三百二十貫四百八十三両）は前年（百八十四貫九百五十一両）に比し著増しているが翌六年（百六貫九百七十六両）再び激減となつた。

寛文七年幕府巡見使への答書によれば金山の人数山ヶ野、

永野三千八百七十一人家数三千三百二十四軒という。

金山再開後（明暦二年）は山ヶ野が中心で奉行役所は山ヶ

野、永野二所に置いたが、山ヶ野は鹿児島への順路に当り、後に役所は山ヶ野のみとなり、従つて藩内には山ヶ野金山を通称としたが、寛永後稼行の旧例から永野金山と称した。奉行としては金山奉行、金山町奉行、金山物奉行を置いたが、金山衰微と共に金山物奉行のみとし、後にこれを金山奉行と改めたのである。

稼行は巡見役への答申等に山掘りの者物掘取り、或は山師掘取りに申附けるとある如く山師の自営とし、ただ後に記す如き問見米等の給与或は貸付を行つた。これが段々の扶持等の雜貨と共に藩の入目すなわち出費となつた。

藩の収益は産金両替について五部運上、口屋より持入の諸物についての十部一納分、米売扱についての増値其の他各種運上であった。

産金の両替は初め明暦三年四月より翌年六月迄は我古市郎右エ門・江戸糸屋与四郎・京都小判屋が請負い、金子百貫に付銀百九十三貫の運上であったが、其の後は藩庫（御物）両替とした。

金山に於いては、金の隠売買等を禁じ、例え明暦二年十一月二十日の定には、奉行の手形なしに口屋外に金子を出し、又は金子脇商売する者は、所帯を没収し、山中を追放するところある。

従つて産金は原則として藩庫両替を経る訳で、其の際の賦課は全産金に対する賦課と變りないであらう。五部銀と称するものが両替運上の事と思われる。五部銀は山運上銀で、玉銀一貫に付銀五百匁と云い、或は産金一匁に五部銀として銀四分とも云う。更に両替の第二部半の納を記したものもあり、その間の関係は明らかでない。別に一当銀があり、玉金一貫に付銀十匁の割で山師に納めさせるもので、之は山師の間見米を渡すためという。間見米は山師へ掘り方手附米として、初め一ヶ月に飯料四十石を給し、後に十五石に減じたものという。或は初め支配米二百石又は百石内外山師共に給し、後に四十石とし、更に廃したもので、其の運上は産金一匁に銀八分ともある。以上のお外、金山に於ける運上は多種にわたるが、直接稼行に關し、又銀額の上からも重要なものは、両替運上或は五部銀であろう。

挙げ得た成果である。

次は、工学博士五代竜作著『山ヶ野金山鉱業誌』（明治四三年六月發行）から引用する。五代は、明治三七年（一九〇四）鉱業館長に任じられている。

一、名称山ヶ野金山

二、位置本鉱山は東經百三十度北緯三十度十五分四十秒に位置し、海拔二千四十尺（六百八十米）の国見岳を北端とし、南部に連亘する山間に伏在し、大隅、薩摩両国の分水嶺附近に發達し地勢は本鉱山を中心として東西に低する。

三、鉱区 鹿児島県姶良郡横川町上ノ山ヶ野

同 栗野町幸田

薩摩郡永野村永野

総坪数 壱百五十八万五千五百坪

四、発見及沿革

当山は寛永の交本山を距る西五里に當る宮城の渓流に漂淪潤益を以て時々銀三十貫程を、古債償却にあて、藩債は減少したが、その後は金山衰微して引入となつたという。

なお、島津久通は永野より宮之城佐志村に至る採鉱の為潰した朱印の田地に対する替地として新田開発を企て、其の費用には一当銀の余計を以てし、国分の内新川開さく等により五千石を起したのである。此等が當時金山の潤益によつて

察知し、行くこと幾くばくもなく遂に岡崎起伏の間に本山を

発見するに至れり。こゝに於て藩侯之を幕府に届け出で、開坑の許可を得、寛永十七年三月（一六四〇）初めて採掘に着手せしに富鉱続出し、産金多量を収め頗る盛況を呈せり。然るに幕府は却て其多大の産出を忌み、終に寛永二十年に至り採掘の停業を命ぜり、爾来十三年を経過し（一六五六）に至り幕議漸く偏見を去り、産金の増加は國家の福利なるを悟り、こゝに再行を許可せり。從是幾多星霜の間に盛衰消長は免れずといえども、延て今日に至り。稼行を連續継続せり。明暦二年以来明治四十二年末に至る二百五十年間の金銀産出を積算すれば総量實に九千七百十六貫に及べり。此間其の最も旺盛を極めたるは万治二年（一六五九）にして一ヶ年四百九十八貫余産額を計上せり。

享保以降明治初年に亘りては漸く衰頽し各年の所産平均十貫内外に在り茲に於て時の鉱主忠義公大に見る所あり、鉱業を振興するは文明の學術を應用するに依て明治十年鉱山技師仏人ベー・オジエーを雇用して、貳拾余万円の資金を投じて古法を改め新式に則り、道路を新設し堅坑及通洞を開さくし、搗鉱製煉所を山ヶ野及び永野の両所に設けしむ。前者は蒸氣力を以て八百五十封度杵十本、後者は水力を以て同杵二十本を運転し、前途望を属せし者多しといも一面経理の宜しきを得ざるものありしが為その設計を遂行すること能はず、ついに十三年に至り仏人解雇するの止むを得ざるに至れり。

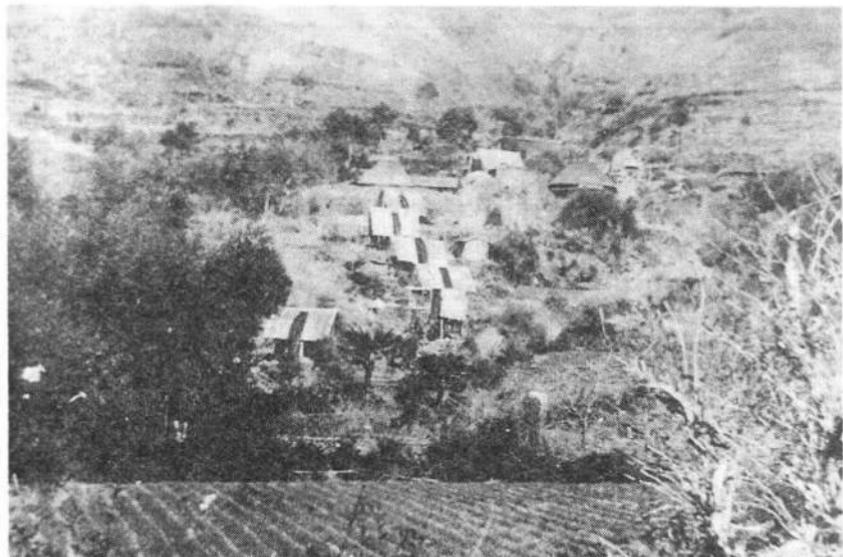
爾来百万金山維持の策を講じ自稼請負法を取り木製水車及搗鉱杵を使用するに至りやゝ産額を遞加し來りしも尚僅に収支を償ふに過ぎざりし、鉱業の発達を期し、事業の永続を希圖するには大いに開坑を為し、鉱脈の富源を啓発するを要す。故に獨り自稼法のみに鉱業を委すことは能はざるを以て再び直轄事業を經營することとなり、火入坑及晒坑内を採鉱し三十一年前に設置せし永野搗鉱所翌年又山ヶ野搗鉱所を改造し、直轄及自稼請負の両稼法を併用せしにより爾来産金高漸次増加するに至れり。三十三年蒲生仙就職以来大に自稼請負を奨励し、又火入及晒坑内に於て良鉱を発見せしにより、産額著しく増加し、本山の益々有希望なることを確認せしむるに至れり。三十七年五月公爵家に於て更に大いに本山拡張の議を決し、工学博士五代竜作を鉱業館長に任じ八十二万余円の予算を以て直に設計に着手し、胡摩目、大通洞の切拓げ及掘進晒及三番滝両堅坑の開さくを始めとし、水天淵に水力発電所を設置し一大製煉所を永野三番滝に建築し、旧製煉所の原動力を電気に換ゆる所の計画を定め日夜工事を督励し、三星霜の後工事大略完成せしを以て、四十年十月二十三日三番滝新製煉所の試運転を挙行するに至れり。

昔の自家製法

その昔行われていた山ヶ野金山の自家製煉法とは、各自に鉱石採取場を持ち、其処から運んで来た鉱石を川や各自屋敷内に設けた水車により、搗鉱製煉（鉱石をつかせる）し、そ

自明治參拾八年七月至同年拾貳月自稼人成績表

量
目
姓
名



山ヶ野源町水車風景（明治中期）

れによつて得た金を鉱山役所に納入し、その納入高によつて米、或は代償を受取つていた。

近代に於て此の法の最も盛大を極めたのは、明治三十年（1907年）生仙氏、鉱業所長就任時代であった。氏は直轄（島津家直営）事業と併せて此の自稼法を大いに奨励、産金量又莫大に上り金山は非常な賑わいを呈した。その頃の水車数百十八台の工程といい、これ等の水車が金山川に添い、或は谷川、溝辺もかゝり、島津家直轄の堀鉱所の機械の音にその杼音が和してひゞき合うさまは、一度山ヶ野に足を入れた者は感嘆、さな

がら一大工場の中を行くが如き感を抱いたという。金山川は泥水滔々として国分迄も濁り金山川の澄む事は未の世迄もあるまいと云われていた。

自稼人は、その採鉱せし鉱石を時に馬背又は車輶にて運送するも、多くはダツ（駄積）と称する五十斤乃至八十斤入りの竹製籠に入れ（一斤は一六〇匁、六〇〇グラム）少壯なる男女の背にて、各自の製煉所に運送、又は製煉所へ、溪流に沿い木製上射水車を設置し、木製五十封度四本乃至三本を運動せしめ、鉱石、水及水銀を臼内に混入し、搗鉱中に混汞金となし（注、汞とは水銀の事、従つて水銀の混じた金）木製笠型絶二尺四寸、深さ四寸五分の汰鉢（ユリバチ）と称する器物を用い、水中にて混汞金を淘汰分離せしむ。混汞金は汞を乾留し、焼消金を得、規定の代価を以つてこれを鉱業主に納入す。

搗鉱屑にしてなお含有金有利なるものは青化製鍊に付す、すなわち、現在山ヶ野に多く見らるる独特的のダツという竹製籠は昔運搬用として使用されるものが引続いたものである。尚道路脇或は石垣、各人の家に手洗鉢として使用されている石製のヒキ臼はその昔鉱石をくだく為に用いたものである。

青金產出表

十ヶ年間產金高

自明暦二年至寛文五年	二、六一六貫五八二匁八九
自寛文六年至延宝三年	一、一九〇、〇八一、四〇
自延宝四年至貞享二年	七八一、一一九、三六

自貞享三年至元祿八年	四一二、八四八、〇〇
自元祿九年至寛永二年	二八七、一〇〇、四二
自寛永三年至正徳五年	二〇一、八一六、二五
自享保元年至同十年	一三一、〇九八、七〇
自享保十一年至同二十年	八五、七四七、九〇
自元文元年至延享二年	六七、七八二、二〇
自延享三年至宝歷五年	一四五、六八八、三〇
自宝暦六年至明和二年	一二五、二三〇、三〇
自明和三年至安永四年	一二八、七一七、五〇
自安永五年至天明五年	八〇、三五七、〇〇
自天明六年至寛政七年	六九、八四九、四〇
自寛政八年至文化二年	一四八、〇三一、七〇
自文化三年至同十二年	九〇、三二五、二五
自文化十三年至文政八年	六二、五四八、二五
自文政九年至天保六年	五七、三三九、五〇
自天保七年至弘化二年	五五、二九七、一〇
自弘化三年至安政二年	五五、〇九四、八五
自安政三年至慶応元年	七八、一四八、四五
自慶応二年至明治八年	九九、八一八、七五
自明治九年至同十八年	一三〇、六九〇、一一
自明治十九年至同二十八年	四六三、一八八、一五
自明治二十九年至同三十二年二九一、五六三、一五	八五五、〇七四、八八

毎一年間産出金銀高

年度 金

銀

明治三十三年 四四貫一七三匁二五

三十四年 四七、一七四、〇一

三十五年 七八、〇七一、二一

三十六年 八四、八六五、九一

三十七年 七六、一四九、一〇

三十八年 九八、七五四、五四

三十九年 九一、一六二、五六

四十年 七一、〇六六、五八

四十一一年一〇一、四四三、〇一

四十二年一一三、四三三、九七

四十三年一二八、四九五、五七

四十四年一三九、六六五、七〇

四十五年一二九、七一〇、六六

四十六年 二年 一〇九、八七七、六八

四七年 三年 一一二、四二二、五七

四八年 四年 一〇九、二七二、八七

四九年 五年 一〇四、四四七、六一

五〇年 六年 八七、七六五、一五

五一年 七年 八〇六、四五九、九〇

五二年 八〇六、二九四、二一

五三年 七年 八〇五、四六九、〇一

合計

『薩隅日地理纂考』は次のように記述している。

金山

薩摩国大隅両国の境にして、南は横川郷上之村に属し、北は薩摩国伊佐郡太良郷永野村に属す。周廻二里二十町なり。一郭の中に金山両所に分れ、上之村なるを山ヶ野金山、永野村なるを永野金山と号す。

民戸三百余男女凡く余人官衙山ヶ野にあり。惣面堀を掘り、垣を結び東西二門を置き昼夜番人を置いて出入を嚴にする。始め金苗を見出し、永野村にて金山を開きしは寛永十七年なり。山中の男女他の業をなす者なし。鉱夫の男子は終日坑の中にありて、巣を穿ち若年の者はその石沓を竹籠に入れて各坑の外に運び出す。其坑僅に鉱夫の開拓して入る許りなり。金脈に従いて掘り行く故に左右上下定まらず、又巖堅ければ掘る事終日にして一尺に過ぎず、すべて金脈は東西に多く南北に稀なりといふ。

さて其掘出したる石沓に金の附きたる限を撰びて石臼にて細末に搗碎き水に和して泥の如くなるのを引白にて引きそれを五、六尺許なる木の鉢（この木鉢を俗にゆり鉢といふ）に盛り数遍に浸して泥を洗い去る。さて底に沈める金沙の中に鉄沙の交りたるを磁石もて残らず吸い取らせその後焼物の鉢にて又数遍搗り煎鉗て玉金と為す。

土人金脈をつる坑をしき石を碎く処をせり場という。その

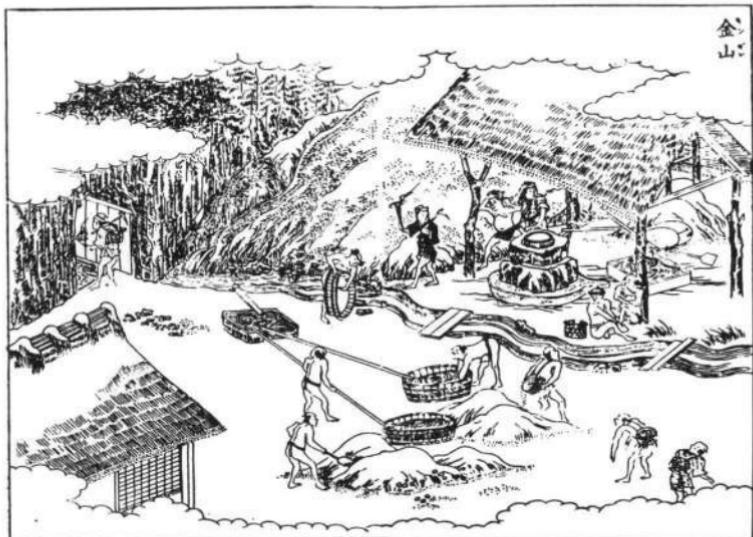
せり場にて石を碎く時同音に歌をうたう。これをせりば場歌といへり。

(せりは迫合などの迫にて争い励むの意なり) 其の節奏尋常の俗謡と異にして古雅なり

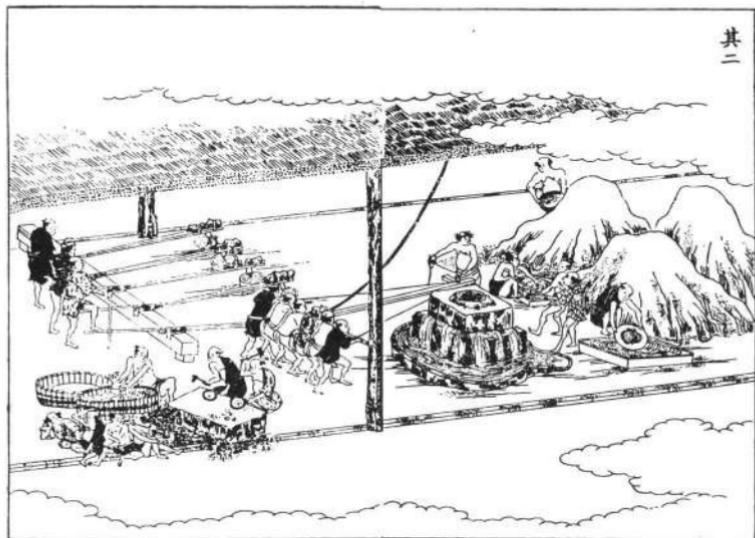
『三国名勝図会』卷之四十一から引用する。

金 山
地頭館の西二里

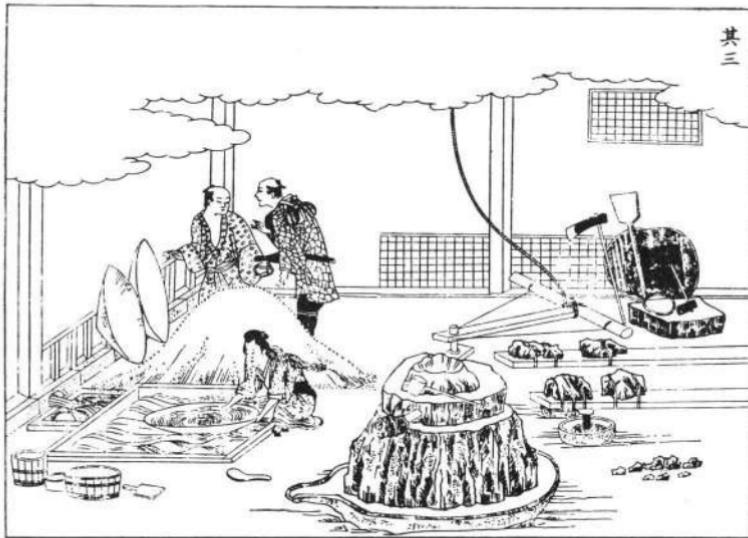
大隅薩摩両州の界にして東は当郷土之村に属し、西は薩州伊佐郡永野村に属る。永野村は曾木邑に隸く、当山は寛永十七年、始めて金脈あるを知り、大府の許可を蒙り周廻三里二拾余町定て、金山と号つけ、東西に出入口あり、番所を置いて出入の人を検す。東を山ヶ野口屋、西を永野口屋という。初め金苗の出しは永野村なり。因て永野金山と呼び、後に出しは之の村なり。これを山ヶ野金山と呼ぶ。官衙を置く所なり。人家多く聚落をなすは山ヶ野なり。之に次ぐは永野なり。其の次は九寿太郎とし、白仁田とし出来山とす。凡竈戸三百許りにして多くは陶金戸なり。人口一千に及べども、自他州の出入、日々増減ありて一定せず、家ごとに沙金製法の器を設け、男女其の産業を勉て怠らず、鉱夫の徒は富を鑿ち、坑を掘って金を尋ね、金脈(つる)に随って穿ち入り、其の深數町に及ぶものあり。鉱夫は竹籠(だつ)を負い炬火を燃して坑に入り鉱石を取つて出づ、金石多き所に至れば



第3図 金 山

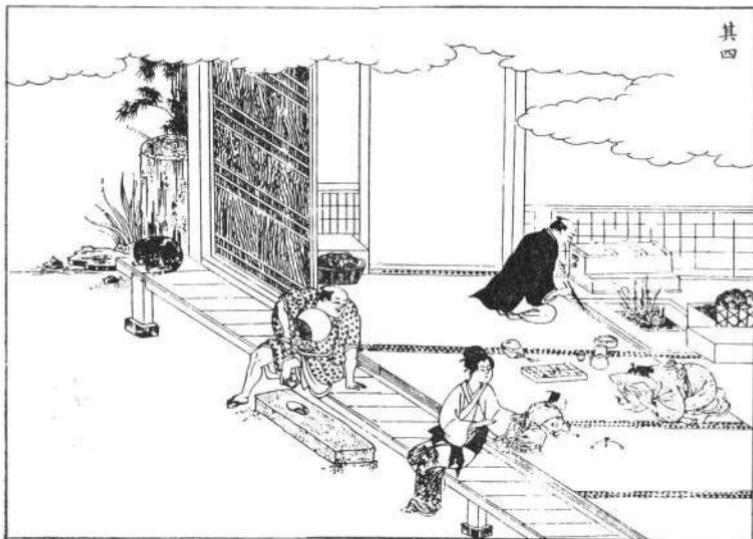


第4図 金山 (其二)

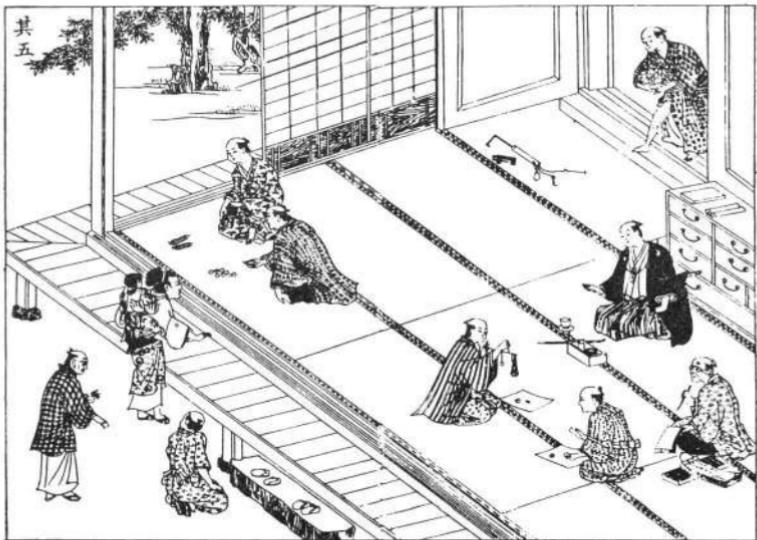


第5図 金山 (其三)

第4節 山ヶ野金山史



第6図 金山（其四）



第7図 金山（其五）

人々悦び先を争い利を競い其の坑に至らんことを希う。出金の多きを山の采えといひて喜べり。

さてこの金脈は東西に多く通じて南北は稀なり。土石の内にてもあり。砂石又は黄土の内にもあり。此の金脈は仮令へ

ば土石の内に障子を立てるが如し、障子の紙は金脈なり、障子の小骨は金苗なり、鉱夫は金苗を尋ねて金脈を掘る。福縁なき者は金苗の側を掘て徒に労することあり。又人の捨てたる所にて忽ち大金を得ることあり。因つて諺たとひ前一寸とい

えり。凡そ金は山勢地氣に因つて生ずる者ありとぞ。故に山中に斧目ある石あり、木の文理歴然として存す。其石の内に金付て、金脈割入つてあり。又古坑を埋めたる所に上下に金脈、古坑の中を貫き通したるあり。又金脈に水晶生じたるあり。其の水晶に細筋或は漫文に金のつきたるあり。又金の石に付たるは種々の状あり。道灌石に团子の如く金の込りたるあり。角石の中に甘柿の細文点の如く黒く付けるあり。砂石の内に粟、米、大豆を雜へたるが如くなるあり、黄土の内にきらきらつて水飛して静め鉢にてゆり取るものもあり。其品悉く記しがたし。其の道を知らざれば数万両の金石眼前にありといへども曾て知ることなしといへり。金坑の辺に茅屋を結び碎場と名つけ、多くの人を雇ひ鉱金を取出し、碎場にて製鍊をなし、前銷屋にてふき分け、金の上中下を鑿弁して定位を定む。（此等の者を金見といふ）碎場にて日々製法する者或は七、八十人或は百余人各自に碓をふみ、或は石臼に

入れ水に和して細末となし、是を盆中に盛り、水をそゝぎ湯搖して砂金となせり。此時同音に謡謡をうたひ囃子をなす。其謡四章ありくり返してうたう。其節奏尋常の俗謡と異にして一種の風あり。

金山創業主碑（上ノ十三谷の上夢想谷）には次のよう
に刻まれている。

島津久通（徳源公）の墓碑

夫比島津図書久通君は当鉱山開発の人なり、君代々宮之城を領して國老に列せり。時の大守光久公、専ら、富國を図り給ひ、君に命ぜらるゝに探鉱の事を以てす。於是君が領内を貫通する所の河底に砂金の流底し居るを索得て是を端序とし丹誠を凝らし、河線を佐志川に取り水底を探て永野に至られしに河辺の路頭涯に在て老翁を焼き居たり、君翁に問ふ、此辺に貴金の有所あるは知らざるやと、翁答ふるに東の山中にありと、故に此所を土人穴焼口と唱ふ、君は其教に隨ひ河流に副て益々潮り行くに河畔石菖蒲の生いたる石上に金色顯出したるを発見し弥々此山中に金脈あるを確認し、公に服命して幕府に告げ、允許を得、竟に開穿の業を始む。是則ち寛永十七年三月廿二日なり、時に君は國老にして金山の事を奉行し、其業愈々進歩して盛大を極め産出多量を収めて富國の道を行われたり。因て此君創業の主任にして其勳功の偉なる論を

俟たず、亦当業のみらず、他事若干の功勞あるは世人知る所

なり、爰に於て昔時長野なる旧安養院の庭前に墓碑を設け、

君の靈魂を仰招して親しく祭り山中人民挙つて尊崇せり。然るに藩政の際寺院一般に廃止の令行はれしより間もなく、戊辰の役起りて統いて諸方の暴動加ふるに、明治十年擾乱あり、爾後祭掃殆んど廃棄の姿となり荒無の地に在りて顧みるもの僅かに十人に過ぎざるが如し、土人素より疎するの情なしと雖世の風塵に迎はれ不知不識今日の状態に至る。實に慨歎に堪へざる所なり、君有て此の業開け此偉功を受けて、山中の人民目下泰山の安に居る即は君の恩にあらずして何ぞや。故に山中有志の人々と俱に団り地を夢想谷の東を居にし固存の招魂墓を恭しく此所に遷座し、土地一般会を設け各報恩の微意を供し、用途を集め是を寄附し、方法を立て以て永く祭祀の礼を尽さんとす、然るに該碑は數百年の久しく経過し、文字を悉く磨滅し湛水院徳源道智大居士の法号もさだまらざるに至ると雖固有を現存するは専ら遺愛の情に外ならず、後人之を咎むるなけれ、因て此挙を右に刻し謹んで此の旨意を永遠に遺さんと云爾于時

明治十七年三月二十二日

金山之歌として歌い継がれた歌がある。

これらの歌は山ヶ野だけのもので、古来徳源社春秋の例祭（春三月二二日、秋一〇月二二日）に、数人選ばれた人たちが正装し、嚴格、かつ流滑に、独特の調子をもつて歌つていた。

◎金 挖 歌 島津久通公作

たんだ掘れ掘れ 東掘れ

掘れば掘る程 まだ掘れ

やれ掘れ 水に湧かいで 自然金が湧く

◎碎 場 歌 同

○祝い目出たの 若松様よ

枝も榮ゆる 葉も茂る

○上のとこやと 碎場の音は

何時もどんと なるがよし

○山も榮ゆる 鈍脈もつづく

頼む山衆は なおよかれ

○碎 場 歌 第三十六代島津斉宣公作

○これのお山は 芽出たきお山

黄金の花が あまた咲く

○山の姿は いづれも同じ

相談役

新納時 謹誌

報恩会 山口孫市郎 永松寄次右エ門 吉田弥右エ門

早瀬嘉一郎 吉田彦右エ門 山口孫左エ門

これのお山は 宝山

○金のお山は 蓬萊山よ
鶴と亀とが 舞ひ遊ぶ

○碎場歌 第二十八代島津齊彬

岩根々々の黄金の花よ
富士の嶺も

いかで及ばん此の山の

岩根に咲ける山吹の花

日本の本の

國のみ為と思いつつ

心をこめてたんだ掘れ

○人のも豊になれば
むべも富みけり金の山

○としに栄ゆる宝のお山

民も豊けき千代の春

齊彬公

○金掘り歌 同

今年より山の蓄の金の花

開くる末ぞ頼もしき

山吹の色に出しつゝ喜びを

八重に重ねて千代よろず

代々に栄ゆる時津風

真鶴の長きはしもて掘るならば

銚子鉢手の金の花

国栄えゆく宝にて

尽せぬ春ぞ久しけれ

○金掘り歌

第二十九代島津忠義公作

二十八年間金山利潤より御払高（「金山御取建由緒」
から）として、明暦三年（一六五七）から貞享二年（一
六八五）までの記録がある。

一、銀 六、四四六貫

一、銀 一二二貫

一、銀 一四貫三〇〇

一、銀 三四七貫

一、銀 一六〇貫余

一、銀 三六六貫余

一、銀 三六貫余

一、銀 四二貫

一、銀 三八貫余

一、銀 六三貫余

古借金御返済

鹿児島へお取替御返済方

御借金払方に付入日

江戸御用に付差上げられ候

京都御用

御納戸役に納め

御物産方御用

御姫様御祝立よろず入目

方々御付銀

先小判師兩人運上銀納通御返

日の本の
國の宝は北の山の

済

一、銀	一、銀	一、銀	一、銀	一、銀	一、銀	一〇一貫余	金山方へ高、御買入御用
一、三七貫余	一、三六六貫余	一、一貫余	一、一貫余	一、一貫余	一、一貫余	一、三七貫余	湯之尾本城其の他十二ヶ所
国分川掘清水溝掘	上方百姓新田方へ召下され候	入目百姓御用立たず召上られ	御払	大口新溝掘	曾木新溝掘入目	一度渓間輝燐光	一度渓間輝燐光（読み下し）
并手並に新溝掘方	御払	御払	御払	御払	高岡新溝掘入目	挑艱難慧眼開坑	難難に挑んで慧眼坑を開く
一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	串良新溝掘入目	救藩財政潤天下	藩の財政を救ひ天下潤ふ
三六貫余	三六貫余	三六貫余	三六貫余	三六貫余	鹿屋新溝掘入目	赫勲千古徳源公	勲千古にかがやく徳源公
一貫余	一貫余	一貫余	一貫余	一貫余	始良新溝掘入目		
一五〇貫余	一五〇貫余	一五〇貫余	一五〇貫余	一五〇貫余	大橋三右エ門へ		
一五六貫余	一五六貫余	一五六貫余	一五六貫余	一五六貫余	御納戸へ時々相納め		
一四〇貫	一四〇貫	一四〇貫	一四〇貫	一四〇貫	御物大切四口よつず入目		
三貫八〇〇	三貫八〇〇	三貫八〇〇	三貫八〇〇	三貫八〇〇	帶刀殿米代として		
八貫七〇〇	八貫七〇〇	八貫七〇〇	八貫七〇〇	八貫七〇〇	山中へ下され		
五〇貫余	五〇貫余	五〇貫余	五〇貫余	五〇貫余	右同人、御同断		
一貫三〇〇	一貫三〇〇	一貫三〇〇	一貫三〇〇	一貫三〇〇	金山へ御買入高御払		
主報ど越山の節、	主報ど越山の節、	主報ど越山の節、	主報ど越山の節、	主報ど越山の節、	山口へ下され		
一貫四〇〇	一貫四〇〇	一貫四〇〇	一貫四〇〇	一貫四〇〇	又左エ門越山の節右同断		

講仰徳源公の漢詩がある。

一度渓間輝燐光（読み下し） 一度渓間輝燐光かがやき
挑艱難慧眼開坑 艱難に挑んで慧眼坑を開く

救藩財政潤天下 藩の財政を救ひ天下潤ふ
赫勲千古徳源公 勲千古にかがやく徳源公

雄城家先祖の墓と女郎墓（山ヶ野）

山ヶ野の山ノ神社の上、倉谷の山中に近郷に見られる
い雄大な墓が四基ほど立っている。広い土台石の上に正
面円形中空になつた角柱の上に屋根形に彫刻した品のよ
い頭石を載せてあり、堂々五石の堅石は少しも破損して
いない。惜しいことにはどれにも文字が記されていない。
剣士で雄城家先祖の墓であるという。恐らく金山の全盛
時代に何かの理由で、遠くこの地に来住された人たちの
墓で、こんな大きな墓石を建てるだけの余力があつたこ
とを証明し得るのである。

その南に女郎墓といわれる墓があり、昔金山の全盛時



徳源社

代に遊郭が盛んで、女郎も沢山いた中に、死んだ人を埋めた墓であるという。なお、その続きの斜面の竹林の藪の中にも沢山の墓石が埋まっているが、皆無縁塚になっている。

山ヶ野金山三十三町という言いならわしがある。

金山の全盛期、三三の町があつた（永野は一〇町）、と富島伝右衛門の「金山万覚」は伝えている。すなわち、谷頭町、小谷町、串木野町、山の神町、柳町、谷通町、小浜町、大黒町、新町、木屋町、石原町、薬師町、川畑町、大小路町、宮之城町、湊町、白波町、本町、納屋町、上之町、加治木町、田町、恵比寿町、地蔵町、鹿児島町、福山町、吳服町、外東町、谷町、中町、大口町、六日町、伊集院町である。

では、本当にこんな町があつたのだろうか。馴染みのない、とつてつけたようなよその町名が並び、四、五町の町を除いては今その区分は想像さえできな。しかし、伝右衛門の記事に偽りがあるとは思えない。それは、町名の下に極めて具体的な記入があるからである。たとえば、「何丁場の入口、火事後は荒地、何町と合併」

とか、また当時の人口一万数千人を思うと、だれでも頷くこと

かけると思う。

また、湊町だけでも千軒町といわれ、今では小さな家跡地がうかがえる。「金山万覚」の綱貴来山清掃の項

に、高塚町口、同辻追分け、巣立など、当時の現場名が出てくるが、この方面も家（といつても小屋掛けか）が密集していたらしい。ただ、ここでわからないのは、白仁田、夢想谷、十三谷を含むか、ということである。同じ金山地区とし当然そう思うが、類推できる町名がない、「金山万覚」には白仁田の地名が度々出てくるのに。

なお、当山の金鉱は、上層部に集中し、比較的たやすく採金され、方法も、水を導いて鉱石をえり分ける、いわゆる丁場せりが多かったので、俄か鉱夫でも間に合ひ、それに道作り、小屋掛け大工、鍛冶など、県内の浮衆たちがどつと押し寄せ、生地の人たちが同地区に住み、生地の名を町名にしたものと思われる。

しかし、それも永くは続かなかつた。取りやすい所は取り尽くしてしまったのである。「金山万覚」は、富島伝右衛門、貞享二年（一六八五）ごろの終筆と思われる

が、明暦二年再開して二九年、三三の町は、すでに空き地、荒れ地が増え、合併され二四町となつていて、当然役所などもせばめられ、役人数も減つていった（石川哲著『山ヶ野金山のすべて』）。

田町遊廓は、この山ヶ野の田町に、長崎丸山についてできたという。明治時代、茶屋（集落名）に五軒あつた料理屋を遊郭だという人がいるが、これは遊郭ではない。盛り場ならどこにでもあった。いわゆる料理屋（ジユイ屋）である。『広辞苑』に、「遊廓は多数の遊女が集つてある一定の地域、貸座敷、営業が許可されている地域、いろいろと、いろまち、くるわ」とある。総囲いで、入り口と出口があつたという田町遊廓は、まさにこれに該当するといえよう。

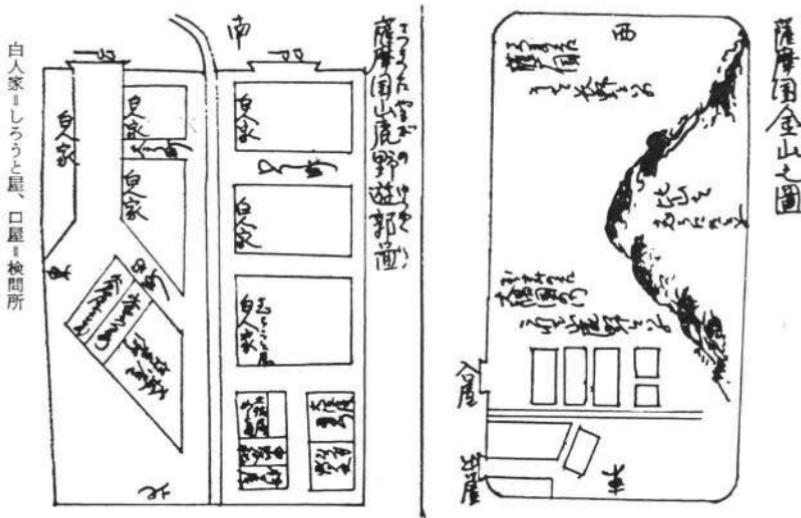
田町遊廓の実在を示すものは、藤本（畠山）箕山の著した『色道大鑑』である。

『色道大鑑』に、日本遊廓総目として、全国二五の遊郭が挙げられている。その中に薩摩国、山鹿野田町の名が見える。山ヶ野金山の田町に遊廓があり、それが全国

有数のものであったことを物語るものである。滝川政治郎（博士）の『壳笑制度の研究』には、享保五年（一七二〇）庄司甚右エ門六世の孫、庄司勝富の著『日本洞房園』に、諸国遊女町として、同じく二五所を挙げてあるとして、その名を列記するが、それには薩州樺島田町、同国山鹿野寄合町と薩摩二か所を挙げている。しかし、これは肥前国長崎丸山町寄合町と、肥前樺島町が混入されているもので、樺島は肥前、寄合町も長崎で、薩摩は山ヶ野一か所というのが正しい。すなわち、山ヶ野田町が全国で名を知られた遊郭だったので、それは山ヶ野金山が、繁栄して沢山の人が入り込んでいたからである。

『色道大鑑』の中の山鹿野遊郭図の説明文に、

薩摩の傾城は金山の地にこれあり、去ぬる正保年中に、この山の口開けし時、少々遊女集まるといえども、下女と号して品をわかつ迄の事なし、其の後この山止りぬれば、すなわち遊女も中絶しぬ。寛文に至りて山の口再びひらけ賑わいぬれば、山鹿野の方に遊郭をしつらいて傾城を集め置き、これを田町と名づく、この山鹿野は薩隅の国境なる白仁田という山をへだて、大隅の地にかかりり。されど薩摩の金山に付きた



第8図 田町遊郭の図（愛甲軍蔵提供の図を模写したもの）

る遊郭なれば、隅州の名を呼ばずぞありける。挙屋はなくて内留なり。又町内より外へもいざなう人あればこれをつかわす。諸事を長崎の如くす。天神二十五匁、小天神二十匁、四五匁、端女は遊料定まらず。

とある。

挙屋とは遊女を招いて遊ぶ家、内留はその家でということ。天神、小天神、端女というのは遊女の階級で、この上に太夫がいた。

さて、絵図の右半分は白仁田の山と遊郭の縮図、左半分は遊郭の拡大図（右半分の下部二分の一）である。白

人家（遊女屋）は六軒ある。田町の中にも白線がある。

大黒、やくし町が分離されているので、白線は川と思うが、果たして川を挟んで存在したのだろうか、はつきりしない。この中の白線は田町を二つに割ったものだろう。東より大阪屋孫兵衛、岩本加右エ門、小倉屋半兵衛、そして遊女屋三軒、西に権兵衛、平山久兵衛、土佐屋五郎兵衛、徳だや孫兵衛、本津屋長左衛門と名が見える。そして遊女屋三軒、この屋号の人たちは遊女を抱えていた親方だろうか。

しかし、「金山万覚」を書いた富島伝右エ門は当時存

在したはずの遊郭のことについてひとことも触れていない。これは幕府をはばかたのだろうか。蔑視して触れなかつたのだろうか。遊郭は金山再開後、もつとも金の産出した時代、外からの商社らにより、確かに作られた。そして短い期間栄えたが、金山は次第に振るわなくなり、藩としては風俗上、また施策として中止させ、早急に取り潰すこととした。そして一切記録もさせなかつた、と推論したい。

なお、享保三年（一七一八）、金山奉行小倉喜藤太の「金山御取建之由緒」中、次のような触れ書きが目につく。元禄一六年（一七〇三）九月九日の日付である。

金山は多くの人が集つて土中の宝を掘るので、次第に下才の者が増え、風儀が悪くなつた。特に奉行人と洗たく女との間に問題が多い。この儘ではどういう禍いが起るか知れない。このような交りがあればすぐ停止すべきである。もとより町々を、徒らに徘徊する事はよくないが、申し渡しが下々迄、行き渡るようにならね。

これをみると、藩の風俗に対する目は、相当厳しかつたといえよう。明治の繁榮期、茶屋、古城（集落名）に

は客商売を目的とする料理屋が五、六軒あり、そのほかにも同じようなものが存在したらしいが、金山内だけは（遊郭以降）類似のものが存在したことは聞いていない。取り締まつたのだろう（石川著『山ヶ野金山のすべて』）。

金山孝子武兵衛の表旌の記録が残っている。

光格天皇紀元二四五四年（一七九四）、豊後の産武右エ門という者の子武兵衛は山ヶ野金山根張付となり、多年よく老母に孝行し、これが第十一代大守島津忠昌公に聞こえ、寛政二年（一七九〇）五月二八日、青銅千疋を賜つて賞されたとある。今これを古書付に見ると、

山ヶ野金山根張付
豊後国 武右エ門子 武兵衛

右は老母へ多年叮寧相仕候段、聞こし召し上げられ候、よ

つて御褒賞右の通下され候条、有難く頂戴仕られ度、寛政二

年戊月二十八日求馬殿より、伊地知嘉左エ門御取次を以つて仰渡され青銅頂戴致され候

一 青銅千疋 右 同人

右は老母に孝養致し、先年御褒賞をも下され置、相变らず丁寧仕り、其の後相果候處、朝夕の供物等在生相替らず致り深切の致し方等これあり、且養父の兄へ丁寧致し奇となる心入の段聞こし召上げられ候、依つて御褒賞右之通下され候条有難く頂戴仕るべき旨同七年卯八月右膳殿より仰せ渡され青銅頂戴致し候。

右之通り御褒賞仰せ付けられ候相記申候

右は山ヶ野金山由緒の儀右之通り御座候此の段申し出で候
以上

山ヶ野金山詰

金山奉行

亥三月

小倉 喜藤太

（注）此の武兵衛の住んでいた所は現在の谷頭だったといわれている。

最後に、以上の諸史料により、山ヶ野金山の年表を作成してみた。

山ヶ野金山年表

年 (西暦)	記	事
寛永一七 (一六四〇)	三月二三日、宮之城三代領主、国老島津久元の嫡子図書久通本山を発見す。幕府に金鉢発見を報告、稼行免許方申請す。	

年 (西暦号)	記 事
(一七〇三)	(宍戸光風) 無宿浪人として検挙、遠流となり当山へ送らる(当山においては坑内水汲み人夫として苦役に服す)。
宝永元 (一七〇四)	七月二二日、都の錦鉄舟逃走、夜明けごろ山野村小河内において関所役人に逮捕さる。
正徳元 (一七一一)	八月四日、鹿児島へ護送入獄
延享二 (一七四五)	産金振るわす。
安永四 (一七七五)	金山縮小を幕府に申請す。
寛政二 (一七九〇)	このころ、藩債は銀三万四、〇〇〇貫に上る。
享和三 (一八〇三)	山ヶ野郷中有志、天神社を建立
慶応元 (一八六五)	この地域を「天神馬場」と称するようになる。
明治元 (一八六八)	孝子武兵衛、藩主からその善行を褒賞さる。
明治二 (一八六九)	金山奉行小倉喜藤太「御取建之由緒」 <small>（さんさん）</small> 編纂す。
明治四 (一八七〇)	山ヶ野本町黒田某、自宅に塾を開く。
明治四 (一八七一)	白仁田佐野筑右衛門、自宅に塾を開く。
長野鉱山を改め山ヶ野金山と号す。新納時を	山ヶ野三島宗市郎、自宅に塾を開く。

年 (西歴)号	記 事
(一八七二)	山ヶ野出張所長に任じ、一切の権限を与う。
明治一〇	鉱山技師仏人ベ・オージェを雇い入れる。
(一八七七)	山ヶ野に蒸氣力応用の八五〇ボンドの杵一〇本、永野に同杵二〇本を有する水力応用の搗鉱所を設置す。
明治一一 (一八七八)	金山役所を山ヶ野鉱業館と改む。
明治一七 (一八八四)	三月二二日、夢想谷東蓮寺跡に「徳源社」を移し、境内に「創業記念碑」を建つ。
明治三一 (一八八九)	この年、水車の数上ノ地区一六一、九郎太郎二四、永野地区二一四、合計三三九か所あり。砂金採取人組合をつくり連帶責任をもつて金の密売防止を図る。
明治三三 (一八九〇)	山ヶ野搗鉱所改造
明治三三 (一九〇〇)	元衆議院議員蒲生仙鉱業館長となる。
明治三七 (一九〇四)	自稼を奨励し成績大いに上がる。
明治四〇 (一九〇七)	工学博士五代龍作、蒲生と交代、館長となる。
明治四一 (一九〇七)	五月、八二万円の予算をもつて金山の大拡張計画を樹立、実行に移す。
西郷菊次郎館長となる。水天淵水力発電所竣工(始良郡東襲山村松永)、三番精錬所落成	晒坑晒本鋪に最上上鉱を採掘す。

明治四一 (一九〇八)	二月一〇日試運転、好調 鉱業館新築落成
明治四二 (一九〇九)	このころ、金山各作業所及び主要道路（運搬路）坑内主要部に電灯つく。 鉱石運搬に電車使用
大正五 (一九一六)	山ヶ野揚鉱所廃止
大正一 (一九二三)	金山の經營を「薩摩興業株式会社」と改め、 「鉱業館」を「鉱業所」とす。
大正一四 (一九二五)	自稼を廃止す。
大正一五 (一九二六)	山ヶ野金山のシンボルといわれた大煙突を解体す。
昭和六 (一九三一)	おびただしい自然金産出するが、金山皆被疑 者という盜掘事件発生、ほとんど金山壊滅に瀕す。以後細々と操業続行す。
昭和一八 (一九四三)	鉱山整備令により休山指令さる。
昭和二五 (一九五〇)	筑豊の財閥麻生鉱業社長麻生太賀吉と提携な り、「山ヶ野鉱山株式会社」設立再開準備な る。
昭和二六 (一九五一)	操業開始するが振るわす。
昭和二八 (一九五二)	事業閉鎖
昭和三三 (一九五七)	残務整理完了。資材撤去。休山

第五節 黒葛原の開田事業

横川城下から東南に歩を進めること四キロメートル余の金山川添いに黒葛原という集落がある。約四四ヘクタールの田地が開けているが、この田地を開いたことについて、世にも珍しい苦心談が秘められている。その苦心の主人公は鬼塚良義で、これに協力援助を惜しまなかつた人に八木四郎、大浦氏、吉井氏がある。これらの人々が心血を注いだ甲斐あって、宝永のころ着手して享保八年（一七二三）に完成したといふが、明確な記録がないのがはなはだ遺憾である。

地区民の口伝によれば、良義は元関西地方に生まれた人格者で、青年時代京の奉行所に出仕し、開田治水に卓越した技倅と深い経験を持っていた。重要な地位に取り立てられ幾多の事績を残したが、何かの失敗から他人に中傷されて失職し、果ては切腹して御上に詫びなければならぬ仕儀となつたが、友人に救われ、宝永の末西国



黒葛新田用水路

未見の地に旅立ち、ついに落ち延びた所が横川郷黒葛原であった。そこでここを安住の地と定め、住民に農耕を奨励し、徳をもつて導いたので、土地の人は良義菩薩と崇め絶大の信を一身に集めたのであった。

黒葛原の地は金山川水面から遙かに高く、小川さえ流れぬ乾燥地帯である。これを田地化するためには遠く金山川の上流から水を引かねばならない。そこに目をつけ、大浦、吉井、八木の諸氏と計り開田を目論んだのであった。すなわち、中ノ字牧之原を貫流する金山川に堰^{ダム}を造り、延長四キロメートル余の用水路を開いたのである。

ところがこの工事の完成については惜しくも記録がない。幾多の歳月と莫大な費用を要したことであろう。口碑によれば、この巨額の経費に悩まされ、四氏は全財産を投げ出して、ついに無一文になつたという。特に良義菩薩は、この事業が完成しなければ死んでもやまないと決心し、かわいい子供を他家に奉公にやり、その給金を工事費に充てるなどした。完成は容易でなく、三度の食事も満足にとれない状態であったが、天地神明に誓つて

決死の覚悟で昼夜兼行工事を続けたのであった。しかし、水路を一間掘っては雨に壊され、二間掘っては土砂が崩れ落ち、あるいは岩石に突き当たり、一進一退遅々として進まなかつた。

特に長い隧道工事では、息づまる苦労を重ね、ことに北原隧道では絶えず方向を換えねばならず、犠牲者も出るなどして、その苦労は想像に余るものがあつた。

ところがこうした努力がやがて庄屋の耳に達し、この殊勝な行為に感激し、物質的な援助もするようになつて、ついに工事は完成し、享保八年夏、水は満々として水路を流れ、広い田圃に灌漑することができたのであつた。

このときの良義菩薩をはじめ地区民の喜びはいかばかりであったろう。少なくとも一〇年以上の歳月を要したこととは疑いない。當時を追想して、その偉大な努力に対し、ただただ感謝、驚嘆の声を発するのみである。

水路はその後幾度となく修理が加えられたが、その記録もない。ただ、安政二年（一八五五）向植村の落とし堰が改造された記念碑がある。そして、明治三〇年（一

八九七）ごろ元村長橋口李之助、川元恕輔、月野木彦六その他有志が主役となり、牧之原堤を石積みに改造成した。この工事費は金八〇〇円であったというが、当時としては大した金である。翌年豪雨で金山川が氾濫し、ために堰の一部が流失し、よつて金四〇〇円を投じて改修した。

この用水路に關係した大小の地主は、いと睦まじく協力して、毎年自ら水路修理に出役し、耕作に専念して秋の実りを楽しんだという。

幾多地区民の生命線であるこの田圃を開墾し、用水路を開削してくれた偉人良義菩薩はじめ八木、吉井、大浦の四氏はすでにこの世に居られない。しかし、四氏の偉大な業績は永遠に輝いて、その恵沢を子々孫々に残しているのである。

（注）この項、目床秋彦氏からの聞き取りによる。